第1期中期目標に係る業務実績報告書

独立行政法人 航海訓練所

目 次

	はじ	がめに	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	業務	運営	こ関	す	る‡	6告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
1	. 中	期目	標の	期	間(•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
2	. 業	務運	営の	効	率化	とに	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3	. 匤	民に	対し	,て	提供	共す	る	サ	_	ビ	ス	そ	の	他	の	業	務	の	質	の	向	上	に	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•		6
4	. 貶	務内:	容の	改	善に	こ関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
5	. そ	の他:	主務	省	令で	で定	め	る	業	務	運	営	に	関	す	る	重	要	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
添付資	料一	-覧																																	
資料	- 1	: }	実習	生	受力	実/	績	(平	成	1	3	年	度	~	平	成	1	7	年	度)													
資料	- 2	:	主な	訓	練榜	幾材	等	の	整	備	実	績	及	び	計	画	_	覧	表																
資料	. 3	: ;	每王	丸	台層	鼠海	難	事	故		再	発	防	止	対	策																			

資料 4: 研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過 資料 5: 研修員受入実績

資料 6: 第1期中期目標期間における特許の取得・出願状況

はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針(平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日、平成18年3月9日同委員会改定)に基づき、独立行政法人航海訓練所の中期目標期間に係る業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標期間における項目の目標が具体的な数値(目標値)により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

(中期目標 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・・・・・ (中期計画 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」) ・・・・・

実績	値及	び取締	組み

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

<上記以外の場合>

(中期目標 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」)

. . . .

(中期計画 大項目 - 中項目 小項目「タイトル」)

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

業務運営に関する報告

1.中期目標の期間

平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間

2.業務運営の効率化に関する事項

(中期目標 2-(1)「組織運営の効率化の推進」)

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模及び配乗計画の見直しを行い、効率的組織の編成と運営を図る。

(中期計画 1-(1)「組織運営の効率化の推進」)

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模の見直しを行う。

具体的には、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備した次世代対応練習船の整備を図った上、商船大学養成定員縮減による受入学生数の減少を踏まえ、平成16年度早期からを目標に次世代対応練習船1隻、帆船練習船2隻及び標準練習船2隻計5隻の船隊に再編・整理して効率化を図るとともに、これをもとにより効果的な配乗計画となるよう見直しを図る。

実績値及び取組み

- ・組織運営の効率化を推進するため、練習船隊を6隻から5隻にすることとし、平成16年4月1日で練習船「北斗丸」を用途廃止し、帆船練習船2隻及び標準練習船3隻計5隻の船隊に再編・整理して効率化を図った。
- ・5 隻体制での多人数に対する訓練に対応し、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備する次世代対応練習船「銀河丸」を平成16年6月15日に竣工させた。
- ・練習船5隻体制への再編・整理に合わせ配乗計画を見直し、より効果的な配乗計画を策定、実施した。
- ・教育部の業務執行体制と要員配置を見直し、同部に「教育企画課」を新設して、陸上組織の業務全般における企画業務を集約・整理することとし、新たなニーズに対応するための体制を整えて業務の執行の円滑化を図った。

宇結値が日煙値に達しかい提合	その理由及び次期中期目標期間における見通し
	- (U) I I I I V U M PH PH PH PH F PH PH (1) J S) PH PH J

(中期目標 2-(2)「人材の活用の推進」)

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事 関連行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流を推進す る。

(中期計画 1 - (2)「人材の活用の推進」)

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機 関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進する。

具体的には、期間中に220名以上の人事交流を図る。

実績値及び取組み

- ・役員5名(理事長、理事2名及び監事2名:うち1名は非常勤)及び中期計画目標値である459 名の職員を確保した。
- ・国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等との間で人事交流を実施した。5か年累計は244名となり、中期目標値を達成した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・人事交流実績の累計(中期計画目標値220名以上)

	13年度	1 4 年度	15年度	16年度	17年度	累計
交流実績	3 6名	5 1名	49名	5 6 名	5 2 名	2 4 4 名

(中期目標 2-(3)「業務運営の効率化の推進」)

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の発展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図ることとし、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点を踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を概ね70%とするよう努める。

(中期計画 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の進展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図る。

具体的には、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点を踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね70%とするよう努める。

実績値及び取組み

- ・平成16年度から練習船隊を5隻に再編・整理して効率的に運用し、練習船の学生等受入定員に対する充足率を概ね70%とする中期目標値を達成した。
- ・技術の進展に伴う訓練機材等の計画的な整備として、平成16年6月15日に次世代対応練習船 新「銀河丸」を竣工させた。
- ・2 (1) (d)項の計画に従い、既存練習船の訓練機材等を整備した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

第1期中期目標期間における各年度の充足率の推移は、下記のとおりである。

平成13年度 57.2%

平成14年度 56.8%

平成15年度 58.7%

平成16年度 73.8%*

平成17年度 70.8%

* 清水校学生寮の耐震工事に伴い、平成17年度第1四半期専修科の実習を平成16年度 第4四半期に前倒して実施したため、充足率が増加している。

(中期目標 2-(3)「業務運営の効率化の推進」)

施設管理業務等の外部委託化を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該 経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。

(中期計画 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」)

業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託を検討するとともに、書類等の電子 化等を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。) について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。) を2%程度抑制することとする。

実績値及び取組み

- ・施設管理業務等の外部委託に関しては、平成14年度に公用車運転業務の一部を外部委託としたが、 更なる節約が必要との観点から平成15年度には公用車1台を廃止して公用車運転業務の一部外部 委託を取り止め、必要時にタクシー又は運送業者を利用することとした。
- ・一般管理費について、書類の電子化等通信費の節約、及び備品消耗品の購入等を抑制することにより、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額の2%程度を抑制した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における各年度の一般管理費抑制の推移は、下記のとおりである。

平成13年度 -

平成14年度 4.0%

平成15年度 2.5%

平成16年度 2.4%

平成17年度 2.5%

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等に対する航海訓練を実施する。

(中期計画 2 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下、「実習生」 という。)に対する航海訓練を実施する。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる次の学生、生徒等に対する航海訓練を実施した。
- (1)大学及び商船高等専門学校の学生。
- (2)海技大学校の学生。
- (3)海員学校専修科の学生及び本科の生徒。
- (4)海員学校インターンシップ制度実習生。
- (5)開発途上国船員養成事業研修生。
- (6)海員学校司ちゅう・事務科の学生。
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法等の関係法令、海上安全船員教育審議会の答申、並びに船員教育機関及び海事産業界からの意見等を尊重し、適切な配乗計画を立案するとともに、それに基づき効果的かつ効率的な航海訓練を実施した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における実習生の受入実績を資料1に示す。

資料1:第1期中期目標期間における実習生受入実績

- ・平成16年10月20日に起きた海王丸海難事故による航海訓練の停滞を招かないように、海王丸 実習生を11月8日から(新)銀河丸に乗船させた。また、海王丸の修復には相当な期間を要すること から、4隻の練習船では当所の実習訓練に支障を来すこととなるため、練習船として代替できる各種 船舶を関係機関の協力も得て調査した結果、旧銀河丸が国内に存在し、良好な保存状態にあることが 確認できたため、航行区域を沿海としてその安全確保を図った上、同船を銀河 として傭船し、内航 即戦力化実習に備えて訓練海域を瀬戸内海及びその周辺海域として、実習生の配乗を変更して必要な 乗船履歴に支障を及ぼさないようにした。
- ・平成18年1月5日に修繕工事を終えた海王丸を再就役させた。

航海訓練の実施に際しては、機器の自動化や情報技術等の船舶の技術革新、一層の即戦力化や管理能力の付与等の船員に求められる技術、資質等の変化に対応した訓練課程の設定を図り、これに基づき、安全な環境を維持しつつ、学生、生徒等の理解度の向上及び満足度の向上に努める。加えて研修等の実施により職員の質の向上を図り、より効果的な航海訓練を目指す。さらに航海訓練に関する自己評価体制を構築し、効果的な航海訓練への反映を図る。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

訓練課程の設定並びに実習生の適正な配乗計画の具体化にあたっては、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に(a)~(i)の達成を図る。

(a)「訓練課程及び指導要領の見直し」

三級海技士養成

船舶の技術革新に対応するとともに、航海科・機関科訓練それぞれの深度化及び海の高度情報化に対応する訓練、並びにGMDSS資格訓練及び船舶運航を通じた実践的海事英語訓練の導入のための見直し・充実。

四級海技士養成

船舶の技術革新及び海の高度情報化に対応するための見直し・充実並びに内海等狭水域及 び狭水路航行に係る訓練の更なる充実。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

三級海技士養成

- ・実習生配乗計画への適合等必要に応じて訓練課程及び指導要領の見直しを行った。
- ・「船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」の要求及び外航船社の要望を踏まえ、(財)練習船教育後援会(平成16年3月から(財)船員教育振興協会)が主体となり、産学官が協力して練習船での海事英語訓練の本格化を目指した実験調査を平成13年度から開始し、平成16年度からは、米国カリフォルニア・マリタイム・アカデミーからの海事英語アシスタント・アドバイザー招聘事業を、当所自らの事業として発展的に継続・強化した。また、産学官の共同作業により、海事英語教本(Basic Maritime English)を完成・発行させた。
- ・船員教育機関及び海事産業界から要望のあったGMDSS資格取得に係る訓練について、教本及び訓練機材を整備し、平成14年度第4四半期から訓練を開始した。各船社が新卒採用の航海士に対して実施してきた当該資格に係る訓練(労使間協定、海技大学校で実施)を省略することが可能となり(労使間で合意)、外航船社の社内養成訓練に係る負担軽減に協力した。
- ・平成17年度に新設された海技大学校海技士科三級海技士専攻科の航海訓練について検討を行い、 次年度の訓練開始に備えた。
- ・ECDIS、AIS 等海の高度情報化に対応した訓練に取り組んだ。

四級海技士養成

- ・実習生配乗計画への適合等必要に応じて訓練課程及び指導要領の見直しを行った。
- ・「内航船員養成における即戦力化等に係る検討委員会」の検討結果から、海員学校(専修科・本科)の実習生に対する航海訓練について、次の事項を反映させた。

船員としての資質の涵養

内海航海及び入出港の増加等、内航実態を反映した実地訓練の充実

ハワイ方面への遠洋航海を内航船員養成に相応しい沿岸航海の延長となる外地寄港航海に見直す

- ・内航船の運航実態把握に努め、カリキュラムに反映させるとともに、現役の内航船船長・機関長を練習船に 招聘し、その調査報告「航海訓練所練習船での内航船員養成訓練に関する調査報告書」の内容を実技訓練等に 取り入れた。
- ・海員学校に新たに開設された「海員学校インターンシップ課程」の訓練について検討を行い、平成16年度から専修科の実習生を受入れ、航海訓練を実施した。
- ・内海等狭水道航行訓練を充実させるとともに、オンボード操船シミュレータを活用した訓練を実施した。

(中期計画 2-(1)-(b)「実習生の適正な配乗計画と受入計画」)

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の 養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要 件等に基づいて配乗を計画する。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・各船員教育機関からの科別、学年別受入実績や在籍者数を踏まえ、毎年度の実習生受入計画を立案し、その受入計画に基づき、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等を考慮した実習生配乗計画を作成した。
- ・海王丸の修理・復旧が完了するまでの間、「銀河」」を傭船し、配乗計画を見直して、訓練の質を維持しつつ、必要な乗船履歴に支障を及ぼさないようにした。
- ・5 隻体制での実習生の受入れ及び配乗に関し、各船員教育機関等との意見交換会を通じて調整を 行い、効果的かつ効率的な3 か月単位の配乗計画を策定した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・中期計画人数 配乗計画人数 受入者数

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
中期計画人数	1,788	1,595	1,570	1,550	1,550
配乗計画人数	1,658	1,652	1,649	1,781	1,879
受入者数	1,589	1,541	1,568	1,743	1,800
備考		# 1	#2#3	#4#5	# 6

人数;受入延べ人数で表示(17年度内訳は資料5参照)

配乗計画人数は前年度における在籍者及び進路調査(最終調査12月)を基に策定している。

- 備考 #1.00A実習生対前年11名減、(中期計画策定後に決定)
 - #2.商船大学4学年まで定員削減(12年度1学年から定員40名減)
 - #3.海員学校インターンシップ制度開始(中期計画策定後に決定、15年度なし、 16年度1名、17年度2名)
 - #4.大学における新船員養成スキーム開始(中期計画策定後に決定、16年度1学年 から170名増)
 - 1・2 学年に対する乗船実習の必修範囲の変更
 - # 5 . 海員学校専修科(清水海上技術短期大学校の学生寮工事に伴う実習時期変更の依頼に応じたもの)の配乗時期変更
 - #6.海技大学校における海技士科三級海技士専攻科開始(中期計画策定後に決定。 平成18年度から練習船実習を開始。)

同上

(中期計画 2 - (1) - (c)「訓練の達成目標」)

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績(98%)を維持する。

実績値及び取組み

- ・再指導等の徹底により、中期目標値である修了実績98%を維持した。
- ・再指導等の具体的指導例は以下のとおり。

実習前に事前説明と確認テストを行い、必要に応じて補講を実施するとともに、事後にも解説 を行い、理解度を上げることに努めた。

実技実習において、チェックリストによる実習生同士での評価を行い、自己の弱点を把握させ、 後の実習に活かすようにさせた。

教官と実習生のマンツーマンでのフォローアップ等、実習生が実際にできるようになるまで対応した。

正規の訓練時間以外でも、希望する実習生には補講等を実施した。

・多人数での共同生活を行う練習船の生活は、実習生にとって精神的ストレスとなる場合が多く、また、国際基準で求められる資質基準システムにおける苦情処理が訓練の達成につながることから、 以下のとおり、きめ細やかな生活指導に努めた。

実習生の班毎に複数の担当教官を配置して、懇談会を実施するとともに、船内生活において、 コミュニケーションし易い環境作りに努め、実習生の悩みや相談事への対応を行った。

実習生の「係日誌」や意見箱等を活用するなど、実習生の要望・苦情等には、迅速に対応し、 対応できないものについては、その理由を説明又は掲示する等を行った。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・ 修了率の推移(中期計画目標98%)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計・平均
受入者数	1,589	1,541	1,568	1,743	1,800	8,241
修了者数	1,575	1,532	1,563	1,722	1,787	8,179
修了率%	99.1	99.4	99.7	98.8	99.3	99.2

(中期計画 2 - (1) - (d)「訓練機材の整備」)

技術革新等に対応し、より効果的な訓練を実施するため、各練習船に情報通信等の訓練機材の整備を図る。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・技術革新に対応し、より効果的、効率的な訓練を実施するため、ECDIS、AIS 等の訓練機材を整備した。
- ・多人数での混乗における効果的な訓練の実施を図るためのマルチメディア教材(プロジェクタ、資料提示装置等)の導入、及び海事英語訓練充実のための訓練機材等を計画的に整備した。
- ・各教官が独自に開発した自学自習教材について、各船における有効な活用を推進した。また、引き 続き、より効果的な訓練が可能となるように、教材の開発に努めている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における主な訓練機材等の整備実績を資料2に示す。

資料2:主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表

(中期計画 2 - (1) - (e)「意見交換会の開催」)

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等 との意見交換会を年間8回程度開催する。

実績値及び取組み

- ・各船員教育機関との定期的な意見交換会の実施に加え、内・外航船社との意見交換、更に内・外航船社等を対象とした練習船の訓練視察会及び視察後の意見交換会を実施した。これらを合わせ、中期目標値の年間8回以上の意見交換会を開催した。
- ・意見交換会における要望事項については、航海訓練の現場で対応可能なものについては速やかに反映させるとともに、カリキュラム上での対応を検討した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における各年度の意見交換会開催回数実績

	13年度	1 4 年度	15年度	16年度	17年度
意見交換会回数	19回	13回	10回	11回	15回

・意見交換会における主な要望事項と対応例

「機関室等狭隘なスペースでの実習生作業はリスキーを伴うので、例えば K Y T を取り入れるなど、安全教育への一層の配慮を望む。」(外航船社)

KYTシート等を使用した演習の他、実際の作業現場においてその都度危険箇所や不安全行動、作業内容に合わせた保護具の使用等についても指導している。また作業後のレポート等においても安全に関する項目を設け検証を行わせている。

「指差呼称の習慣を身に付けさせて欲しい。」(内航船社) 甲板機械取扱実習及び実際の揚投錨時のウィンドラス指揮により実施している。

「基礎的な事項の欠如が見られる。例えば、船舶用語の理解、ETA計算、図面の理解など、練習船実習だけの責任ではないが、こういった新人船員の実情を理解の上、実習内容にも反映させて欲しい。」(外航船社)

乗船する実習生の基礎的な事項の習得状況は、必ずしも当所の乗船実習の導入レベルを満たしているものではない。他に転嫁できないゆえ、船社の実情を最大限、真摯に受け止め、実習内容により一層の工夫を凝らして対応していきたい。

「環境問題・環境対策 (バラストの排出・排ガス規制等) は、外航船社において大きな問題となっているため、世界的な動向も情報として伝えておいて欲しい。」(外航船社)

外地寄港を通じて,最近の IMO 等における動向と当地の規則等を照らし合わせ,船上教育を実施している。具体的には,汚水や生活排水の排出規制等について,当地の規則・条例等を説明した上で,これらに対する本船の取り組み方を紹介している。

「船に慣れ、人に好かれるよう指導願う。」(内航船社) 狭い生活空間で長期の航海を体験させながら、実習生同士の和の大切さについて指導している。

(中期計画 2 - (1) - (f)「実習生による評価」)

訓練課程に基づく実践的な知識・技能の指導及び船舶運航・管理に従事する人材としての資質の 涵養に関する指導を適切に評価し、指導要領の再編に資するため、実習生の種類及び科並びに船種 を選定した上、訓練期間の初期及び末期に行う実習生による訓練評価を、年間12回程度実施する。

実績値及び取組み

・実習生配乗計画に従い、初期及び期末にアンケート形式の実習生による航海訓練の評価を系統立てて実施した。また、その結果を配乗計画や練習船での実習組立て等航海訓練に反映させた。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における各年度の実習生による評価回数実績

平成13年度 試行1回

平成14年度 12回

平成15年度 22回

平成16年度 24回

平成17年度 14回

・調査結果の航海訓練への反映例

練習船5隻体制となり多人数の混乗となる時期が発生することから、異科実習生のモチベーションの相違や学力レベルの違いにより、航海訓練に対する満足度が低下しているグループが存在した。次年度実習生配乗計画に反映させるとともに、訓練の現場において複数のプログラムを並行して実施するなど細やかな対応をすることを検討した。

(中期計画 2-(1)-(g)「職員研修」)

職員に必要な教養及び知識・技能を習得させ、職員としての資質の向上を図るための研修計画を 策定し、期間中に延べ135名以上に対し研修を実施する。

なお、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、職員を海外の大学等教育研究機関に留学させる ことも検討する。

実績値及び取組み

- ・外部の研修実施機関等への委託研修の他、船内に外部講師を招いて行う電気研修、溶接研修及び塗装研修等の受講並びに陸上での会議後のセミナーの実施等により、職員に対する研修機会を大幅に増加させた。
- ・国土交通省等の協力を得て、世界海事大学への職員 2 名の海外留学を修了させた。(留学継続者 1名)

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における各年度の職員研修実績

平成13年度 80名

平成14年度 121名

平成15年度 166名

平成16年度 179名

平成17年度 202名

累 計 748名

・社会情勢の変化に伴い、従来の研修項目に加え、安全・船舶運航管理、船舶保安計画、メンタルへルス、情報通信関係、独法会計事務等、必要とする研修項目が増加した。

同上

(中期計画 2-(1)-(h)「安全管理の推進」)

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとと もに、各個人の意識啓蒙に努める。

具体的には、以下の目標達成を図る。

船舶安全運航管理システムを確立する。

健康保持増進計画を確立する。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

船舶安全運航管理システムの確立

- ・平成13年度に策定した地球環境保全を含む、「練習船の安全運航の確保に関する基本方針」に基づき、船舶安全運航管理システム構築のためのサブシステムを策定して、平成16年度から試行を開始した。
- ・海王丸事故を踏まえ、国際安全管理規則(ISMコード)認証を平成18年度中に任意取得することを定め、船舶安全運航管理システムの見直し及び改善を行った。また、組織全体の安全管理を含む 再発防止対策を策定・実施し、不安全行動の防止と安全風土の確立に向け、事故事例等の収集・分析 や安全管理システムの整備・改善等を行う理事会に直結した「安全推進室」を設置した。

健康保持増進計画の確立

・陸上での安全衛生委員会で決定した「健康保持増進実施計画」を基に、各練習船において職員及び 実習生の意見を反映した「健康保持増進活動計画」を策定して、活動を推進した。また、季刊紙「安 全と衛生」を年4回発行して職員及び実習生の安全衛生に関する意識啓蒙を図った。

その他

・平成16年7月から「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行されることに伴い、全船の船舶保安証書を取得し、船舶保安規程に沿った運用を行った。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・災害防止活動に関しては、従来から国が定める船員災害防止基本計画に基づきその活動を実施して きたところであり、すでに確立されていることから中期計画の目標からは除外している。
- ・海王丸事故原因究明・再発防止等委員会は平成17年9月30日「海王丸台風海難事故に関する報告書」を取りまとめ、組織全体の安全管理を含む事故等の再発防止対策を策定した。

事故等の再発防止対策

不安全行動の防止と安全風土の確立

対策 1 航海訓練所における安全風土の確立を図るため、安全風土の確立に向けた宣言を行うとともに、気付き支援などのうっかりミスや不安全行動を防止するための活動を推進する。

対策 2 ヒヤリハット・事故事例を広く収集・分析するとともに、セイフティー・マネジメント・システム(SMS)を一層積極的に運用するため、理事会に直結した「安全推進室」を設置するなど、安全推進体制を強化する。

乗組チームの機能強化

- 対策3 乗組チームの機能を最大限に発揮させるため、OJT、BTM 等教育・研修内容を見直した上で、その新たなプログラムを策定し、速やかに実施する。
- 対策4 教育・研修等により、主として経験年数を重視したこれまでの人事管理を、能力や適性の評価を踏まえたものに変えるとともに、健康管理に一層配慮したものとする。

陸上からの支援体制の強化

- 対策 5 台風の接近に際しては、船側との台風情報の共有を図るとともに、フェイル・セイフ対策の観点から船側の台風対策計画を陸上側が把握し、必要に応じて助言するため、陸上側に台風対策支援チームを設置する。
- 対策6 台風接近時の各地避泊地情報を収集し、所内の共有情報として整理する。
- 対策7 安全運航を促進するため、船陸間情報通信ネットワークを充実・強化する。

台風対策指針の速やかな作成

対策 8 台風対策の基本的考え方等を盛り込むとともに、民間船社等における台風対策や海難審判庁の台風海難に係る調査・分析結果をも反映した台風対策指針を速やかに作成する。

緊急事態を想定した演習の充実・強化

対策 9 海上保安庁など他機関との連携をも視野に入れ、法令に基づく操練や演習に限らず、 様々な緊急事態が国内外を問わず発生することを想定した演習を充実・強化する。

資料3:海王丸台風海難事故 再発防止対策

(中期計画 2 - (1) - (i)「自己点検・評価体制の確立」)

航海訓練の現状を客観的に把握するとともに、組織の目的との関連において、その現状を点検・評価し、改善すべき点を明らかにし、更には将来的改革の方向をも検討し、それらに沿って改善・改革を行うため、自己点検・評価を試行し、期間中に自己点検・評価体制を確立する。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針等を踏まえた「内部評価委員会規程」を整備し、外部 委員から組織運営の効率化、航海訓練サービスの質の向上等に係る指摘やアドバイスを得るため、内 部評価委員会を開催した。また、その結果を次年度の年度計画に反映させるようにした。
- ・内部評価の一環として、教育訓練計画、それに基づく訓練実施状況及び安全管理に関する状況について、各船に対して年1回実施している教育査察に、国際基準に基づき整備した訓練全体の評価システムである「資質基準システム」及び「船舶安全運航管理システム」の必要書類の備置・記載確認などのチェック機能を取り入れ、新たな教育査察を試行し、査察基準の見直しを行った。
- ・上記内部評価委員会、教育査察、資質基準システム、船舶安全運航管理システムにより確立した自己点検・評価体制について、見直し及び改善の検討を行った。

(中期目標 3-(2)「研究の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図るとともに、研究の成果の航海訓練への活用を図る。

(中期計画 2-(2)-(a)「研究の実施」・「研究の件数」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図りつつ、研究の成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

30件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に25件程度、大学等の研究機関との共同研究を行う。

実績値及び取組み

- ・独自研究について、5か年の累計は36件となり、中期計画目標値を達成した。
- ・共同研究について、5か年の累計は27件となり、中期計画の目標値を達成した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・研究件数に関して、中期計画では5年間の研究件数を、独自研究について30件程度、共同研究について25件程度としており、目標値達成のために、5年間で以前からの継続研究を全て終了し、同数の新規研究を開始することを想定して、年度計画における研究件数を、独自研究について(継続件数15件+新規件数3件=)合計18件程度、共同研究について(継続件数(12~13)件+新規件数(2~3)件=)合計15件程度に設定した。
- ・中期計画における目標値達成に向けた研究実施件数の経過を資料4に示す。

資料4:研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過

(中期目標 3 - (2)「研究の実施」) 同上

(中期計画 2-(2)-(b)「研究体制の充実と研究活動の活性化」) 研究体制のあり方について検討し、体制の一層の充実を図るとともに、研究活動の活性化を図 るため、自己点検・評価体制を確立する。

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ・従来の練習船ごとに独立した研究体制を見直し、研究グループの概念を導入して、研究体制の充実・強化に取り組んだ。また、船陸間ネットワークシステムを活用することにより、グループ研究者相互のデータ送受信の迅速化・横断的な意見交換等を活発化させるとともに、研究グループでの発表が増加して研究の質的向上が図られた。
- ・独自研究及び共同研究について、研究課題評価要領に基づき、新規研究課題については事前評価、 継続研究については3年ごとの中間評価を、終了した研究については事後評価をそれぞれ実施し、各 研究課題評価報告書としてまとめた。また、この評価を受けて、研究計画の修正及び内容の変更を検 討するとともに、評価者の各研究に対する指摘事項、助言等を参考として効果的・効率的な研究活動 の推進を図った。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・船内で発生したトラブルや事故解析を基にした研究や訓練教材開発に関する研究など、若手教官を中心とした研究者が取り組み、研究発表会で発表するなど研究活動の啓蒙が図られた。
- ・東京海洋大学との共同研究として、双方向海洋ブロードバンド通信設備を銀河丸に搭載し、船陸間 通信の高速化の実証に寄与するとともに、船陸間通信の高速化による業務運営の効率化と研究活動の 活性化に向けた検討を行っている。
- ・労働者の災害防止や作業の効率化を上げるためにILO(国際労働機関)が開発し、各産業で成果を上げている自主改善活動方式(WISE)を海上労働に応用する目的で、海上労働科学研究所と共同研究を実施した。研究内容は次のとおり。

船舶で適用できる職場環境改善のためのアクションチェックリストの作成 船員参加の改善プログラムの開発。

練習船乗組員による上記の実証試験

・船陸間の情報通信環境は、陸上のそれと比べ整っていないのが実情であり。速やかな情報交換は通信衛星を介することになるが、通信料金が高額であるため、その利用を抑制せざるを得ない。そこで、陸上と同程度に高速かつ安定した情報交換が可能となり、しかも通信料金を抑制できる環境を整備すべく、グループウェアを利用したネットワークシステムを構築し、その実用性を検証する実験を練習船で行っている。

(中期目標 3-(3)「成果の普及・活用促進」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、 技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。

また、論文発表、学会発表等を通じて研究成果の普及・活用を促進し、必要に応じて特許等の出願も図る。

(中期計画 2-(3)「成果の普及・活用促進」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、専門知識の活用を図る。

また、研究成果の普及・活用を促進する。

その他、組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想普及業務を推進する。 具体的には下記の達成を図る。

(a)技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に15機関程度から、合計300名程度の研修員を受入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に10名程度の船員教育専門家を派遣する。 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派 遣する。

技術移転等を推進するため、期間中に6件程度の国際会議等に参画する。

実績値及び取組み

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、中期目標期間中に累計16機関、合計914名の研修員を受入れ、中期計画目標値を達成した。

資料5:研修員受入実績

国外の政府機関等の要請に応じて、期間中に15名の船員教育専門家を派遣し、中期計画目標値を達成した。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ107名の職員を派遣し、中期計画目標値を達成した。

技術移転等を推進するため、期間中に12件の国際会議等に参画し、中期計画目標値を達成した。

そのほか海事関係行政機関等の要請により、IMO及びILO等の国際会議に出席し、国際的な動向 把握に努めた。また、平成16年度、国土交通省総合政策局主催の開発途上国研究機関交流事業に参画 し、ベトナム海事大学から研究者を招聘して「ヒューマンファクタにおける操船者の行動分析」に係る 研究交流を通して、当事業目的である研究指導を行うとともに、当所にとって有意義な成果を得ること ができた。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

·海外船員教育専門家派遣人数累計(中期計画目標10名程度)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計
短期専門家	3	2	2	0	0	7
長期専門家	継続 5	新規 0	新規 2	新規 0	新規 1	8
		継続 5	継続 3	継続 5	継続 2	

・各種委員会への委員派遣実績(中期計画目標95名程度)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計
派遣委員数	1 8	2 1	2 3	2 2	2 3	1 0 7
委員会等数	4 1	4 4	5 2	4 6	4 6	-

・国際会議参画実績(中期計画目標6件程度)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計
参画件数	1	1	3	4	3	1 2

(中期目標 3 - (3) - 「成果の普及・活用促進」) 同上

(中期計画 2-(3) (b)「研究成果の普及・活用促進」) 30件程度の論文発表並びに25件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願 を図る。

実績値及び取組み

- ・外部論文発表件数の5か年累計は48件であり、中期計画目標値を達成した。
- ・外部学会発表件数の5か年累計は61件であり、中期計画目標値を達成した。
- ・中期目標期間において、3件の特許出願を行い、特許1件を取得した。
- ・外部にオープンの所内研究発表会及び神戸大学海事科学部との共催で海事シンポジウムを開催した。
- ・中期目標期間において、調査研究時報5報及び調査研究諸報13報を発行し、所内外関係先に配布 した。
- ・当該年度終了時に各研究の実施状況を踏まえて研究報告を作成しており、それを関係機関に送付し、 ホームページ上で公開している。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・外部論文発表件数(中期計画目標30件程度)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計
論文実績件数	8	9	1 0	1 1	1 0	4 8

·外部学会発表件数(中期計画目標25件程度)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計
発表実績件数	8	1 3	1 3	1 7	1 0	6 1

特許取得状況及び特許出願状況

特許取得

「通信訓練装置(テレックス訓練用シミュレーションソフトウエアの開発)」

平成15年9月22日出願申請 (持ち分100%)

平成18年3月10日登録 特許 第3777406号

特許出願

- 1.「操船シミュレータシステム」 平成15年5月15日出願申請 (三井造船株式会社との共同出願 持ち分50%)
- 2.「微細油粒対応油水分離装置」 平成17年12月15日出願申請 ((独)海上技術安全研究所との共同出願 持ち分20%)

資料6:第1期中期目標期間における特許の取得・出願状況

(中期目標 3 - (3)「成果の普及・活用促進」) 同上

(中期計画 2-(3) (c)「海事思想普及等に関する業務」)

練習船の寄港地での船内一般公開及び寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会等を現状の規模を維持しつつ行い、あわせてより効果的な海事思想普及等に関する業務のあり方を検討する。

実績値及び取組み

- ・練習船の一般公開については、公開中にロープワーク教室を開催するなど、体験学習的な内容を取り入れる等の工夫を行い、これまでの実績値から各年度計画で目標値を定めて実施した。
- ・「日本人船員の確保・育成推進会議」(平成3年、運輸省海上技術安全局船員部長の要請により設立) のメンバーとの連携並びに当所独自にインターネットや地方自治体を通して参加団体を募集して、練 習船見学会を実施した。練習船見学会においても、「見学する」から「触れてみる」への転換を図る など、見学者の興味を引く工夫を行った。
- ・より効果的な海事思想普及等に関する業務のあり方を検討し、港や海から離れた小中学校を訪問して、練習船実習のビデオ等を利用し、海や船の話をする「訪問型海事思想普及活動」を1回実施した。
- ・その他、(財)船員教育振興協会と共同で、帆船海王丸における一般青少年を対象とした体験航海及び停泊中の海洋教室を実施した。また、海事に関するイベント等に参加し、練習船を活用した海事思想の普及活動に努めた。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・第1期中期目標期間における各年度の一般公開及び練習船見学会実施回数実績

	一般公開	練習船見学会
平成13年度	3 6 回	1 1 回
平成14年度	3 6 回	28回
平成15年度	3 4 回	2 7 回
平成16年度	3 4 回	2 3 回
平成17年度	19回	19回

(中期目標 3 - (3)「成果の普及・活用促進」) 同上

(中期計画 2-(3) (d)「広報活動の推進」)

広報活動のあり方を見直し、情報開示体制の確立(電子媒体による一般からのアクセス法を含む。)と合わせ、広報活動の推進を図る。

実績値及び取組み

広報活動のあり方見直しについて、以下の取組みを行った。

- ・独法移行にあわせて開設したホームページの内容の充実及び関連機関とのリンクに努めた。
- ・広報委員会を設置し、ホームページのあり方、広報紙、パンフレット等の内容及び発行計画、広報活動の方策等を検討し、広報活動を行った。
- ・練習船寄港地での海事思想普及活動にあわせて、海運及び船員教育に関する広報活動を実施する とともに、「海フェスタ」や「東京みなと祭」「横浜開港祭」等に参加し、広報ブースを設置して写 真や模型の展示を行い、当所の業務内容の広報に努めた。

情報開示体制の確立について、以下の取組みを行った。

- ・横浜の主たる事務所内に情報開示のための閲覧室を設けた。なお、法律に基づく、情報開示請求はなかった。
- ・情報公開法等の法令により開示が義務付けられている事項について、ホームページ・官報等に開示した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・次の媒体を通して広報活動を推進した。

ホームページ

航海訓練レポート(年度実績報告)

パンフレット

広報紙(ナイスティー)

研究報告書及び研究発表会

リーフレット

官報

4.財務内容の改善に関する事項

(中期目標 4 財務内容の改善)

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた 事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、航海訓練所の業務の範囲内において、受託収入等、自己収入の確保を図る。

(中期計画 3-(1) 「自己収入の確保」)

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図ることとする。

具体的には、期間中に、受託収入や乗船実習証明書(乗船履歴証明書)の再発行手数料等の徴収 を図ることとする。

実績値及び取組み

- ・運航実務研修、乗船実習証明書再発行、講師派遣、教科参考資料の有料配布、練習船における 清涼飲料水自販機の設置に関する施設貸付を引き続き行い、自己収入の確保を図りました。
- ・受託料については、平成16年度より各教育機関から収受を開始しました。

上記自己収入に係る期間中の実績は、302百万円であった。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

(中期目標 4 財務内容の改善)

同上

(中期計画 3-(2) 「予算(人件費の見積もりを含む)」

3-(3)「平成13年度~平成17年度収支計画」

3-(4)「平成13年度~平成17年度資金計画」)

(実績値)

1 . 予算

	中期計画 予算	中期計画 実績	
区別	金額	金額	備考
	(百万円)	(百万円)	
収入			
運営費交付金	35,498	35,701	
船舶建造費補助金	5 , 3 4 1	4,540	
業務収入	0	2 7	
その他の収入	3	2 7 5	
計	40,842	40,542	
支出			
業務経費	11,115	10,964	
船舶建造費	5,341	4,540	
人件費	23,378	22,860	
一般管理費	1,008	1,198	
計	40,842	39,562	
	[人件費見積もり]	[人件費の実績]	
	期間中総額 19,840 百万	期間中総額 19,514 百万	
	円支出する。	円支出した。	
	但し、上記の額は、役員	但し、上記の額は、役員報	
	報酬並びに職員基本給、職	酬並びに職員基本給、職員	
	員手当、超過勤務手当、休	手当、超過勤務手当、休職	
	職者給与及び国際機関派遣	者給与及び国際機関派遣職	
	職員給与に相当する範囲の	員給与に相当する範囲の費	
	費用である。	用である。	

2 . 収支計画

	中期計画 収入計画	中期計画 収入実績	
区別	金額	金額	備考
	(百万円)	(百万円)	
費用の部	35,628	34,697	
経常経費	35,628	34,697	
業務費	32,775	31,437	
一般管理費	2,726	1,927	
減価償却費	1 2 7	1,321	
(雑 損)	-	1 2	
収益の部	35,628	35,835	
運営費交付金収益	35,498	34,323	
業務収入	0	3 4 3	
その他の収入	3	-	
資産見返負債戻入	1 2 7	1,169	
資産見返運営費交付金戻入	-	9 0 4	
資産見返物品受増額戻入	1 2 7	2 6 5	
(臨時損失)		4 1 0	
(臨時利益)	-	7 0	
(地市中文人) (地方) (地方) (地方) (地方) (地方) (地方) (地方) (地方	-	, 0	
純利益	0	7 9 8	
目的積立金取崩額	0	0	
総利益	0	7 9 8	

3 . 資金計画

区別	中期計画 資金計画	中期計画 資金実績	
	金額	金 額	備考
	(百万円)	(百万円)	
資金支出	40,842	40,640	
業務活動による支出	35,501	33,537	
投資活動による支出	5 , 3 4 1	5,984	
(財務活動による支出)	-	1,081	
次期中期目標への繰越金	0	3 8	
資金収入	40,842	41,758	
業務活動による収入	35,501	36,103	
運営費交付金による収入	35,498	35,701	
業務収入	0	3	
その他の収入	3	3 9 9	
投資活動による収入	5,341	5,655	
船舶建造費補助金による収入	5,341	4,540	
(定期預金等払戻収入)	-	1,000	
(固定資産売却収入)	-	1 1 5	

実績値及び取組み
実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し
その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 「財務内容の改善」) 同上

(中期計画 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、

1,200百万円とする。

実績	值7	37	ΚĦ۷	妇	74
大 77日	110/	xι.	ハロス	шH	UT

短期借入金の実績なし。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 5 「重要な財産の処分等に関する計画」)

期間中に整備を計画している次世代対応練習船の建造進捗状況を見つつ、商船大学の養成定員縮減による実習生数の減少を踏まえ、次の処分を計画する。

(財産の内容) 練習船「銀河丸(4,888トン)」及び

練習船「北斗丸 (5,877.19 トン)」

(処分の種類) 売却

(処分の下限価格) 2隻で3百万円

実績値及び取組み

北斗丸及び銀河丸について一般競争入札による売却を実施し、北斗丸は平成 16 年 4 月 1 日及び銀河丸は平成 1 6 年 6 月 1 6 日にそれぞれ所有権を移転し、売却を終了した。(売却額 1 1 4 百万円)

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 6 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、次に充てる。

2-(1)-(d) 訓練機材の整備

2 - (1) - (h) 安全管理の推進

2-(2) 研究の実施

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

期間中の剰余金は798百万円となったが、全て独立行政法人通則法第44条第1項の積立金とした。

5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(中期目標 5-(1)「施設・設備の整備」)

航海訓練所の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業 務運営を図る。

(中期計画 7 - (1)「施設・設備に関する計画」)

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営 を図る。

具体的には、期間中に技術革新の進展に伴い船舶運航・管理に従事する人材として新たに求められる知識・技能を習得させるため、次世代対応練習船を整備する。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
航海訓練所練習船	5 , 3 4 1	独立行政法人航海訓練所船舶
「銀河丸」の代船建造		建造費補助金

中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

銀河丸は、計画どおり平成16年6月に竣工した。

(中期目標 5-(2)「人事に関する計画」)

業務運営の効率化を図り、人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。なお、人員の適正配置に関しては、船員法の完全適用への対応に留意する。

(中期計画 7 - (2)「人事に関する計画」)

方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制を図る。

また、期間中に、効果的な訓練体制の確立を踏まえて、より効率的な練習船運航体制を確立するとともに、船員法の完全適用に向けた予備船員制度の確立を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の97%程度とする。

(参考) (1)期初の常勤職員数 472人

(2)期末の常勤職員数の見込み 459人

実績値及び取組み

方針

- ・業務運営の効率化を図り、定年退職者の不補充、新規採用の抑制による人員抑制計画を策定し、これに基づき中期目標期間中に計画的に人員の抑制を行った。
- ・予備船員制度の確立にあっては、練習船での運航設備の現状及び即戦力化への対応等、実習訓練の充実強化を考慮した適正な要員配置並びに船員法遵守のため実習制度等を考慮した効率的な休暇制度の構築を目指して検討を行い、平成18年度からの船員法完全適用に向けて、平成16年度から以下の措置を講じて予備船員制度を試行した。

実習生の配乗期間を考慮し、原則1年3月の乗船期間ごとに、3か月を1単位として陸上休暇を付与。

・予備船員制度を用いた休暇制度の試行により、その運用を通して問題点を検証した改善策を基に、新しい予備船員制度を用いた休暇制度を策定した。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の97%程度とするため以下のとおり取り組み、中期計画目標値を達成した。 平成13年度 期初 472人

平成14年度 期初 469人(3人減)

平成15年度 期初 466人(3人減)

平成16年度 期初 462人(4人減)

平成17年度 期初 459人(3人減)

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次期中期目標期間における見通し